

# 一宮川流域を「特定都市河川流域」に指定

資料3【別紙】

## 一宮川流域の特定都市河川流域指定

一宮川流域は、令和元年10月豪雨を含め、平成以降30年間で4度の浸水被害が生じており、また、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で浸水被害を軽減させる「流域治水」に取り組んでいます。

この流域治水を更に推進するため、令和5年10月1日に特定都市河川浸水被害対策法※に基づく**特定都市河川**及び**特定都市河川流域**として一宮川水系及び一宮川流域を**指定**し、水害に強いまちづくりを目指します。



※ 特定都市河川浸水被害対策法は、流域治水の実効性を高めるツールとして改正され、令和3年11月に施行されました。

## 指定までの経緯

一宮川流域では、流域治水の更なる推進にあたって、「河川整備の加速化」とともに「水害に強いまちづくり」のため、特定都市河川浸水被害対策法を活用することについて、令和4年9月5日に開催された第5回一宮川流域治水協議会※において合意されました。

※ 一宮川流域治水協議会は、一宮川流域の流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行うため、千葉県、流域市町村、その他流域関係者で構成するものです。詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-chousei-s/ichinomiya-gawaryuuikichisuikyougikai.html>

## 一宮川流域における指定の内容

特定都市河川浸水被害対策法第3条第5項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を右図のとおり指定します。

### (1) 特定都市河川

一宮川、瑞沢川、埴生川、長楽寺川、小生田川、佐坪川、鶴枝川、阿久川、豊田川、三途川、水上川

### (2) 特定都市河川流域

茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町のうち、右図に示す部分



千葉県ホームページから詳細を確認いただけます。

(1) 「一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html>

【準備中】「ちば情報マップ」<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>

# 特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要です

令和5年10月1日に一宮川流域が特定都市河川流域に指定されることにより、雨水浸透阻害行為（面積1,000m<sup>2</sup>以上）に対して、**知事の許可が必要**になり、**雨水貯留浸透施設の設置が義務付け**られます。

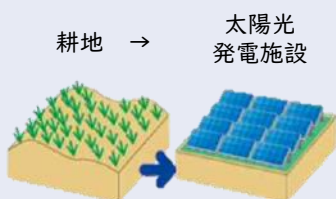
（開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、**流出を抑制する対策を求める**ものです）

## ■ 雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない）

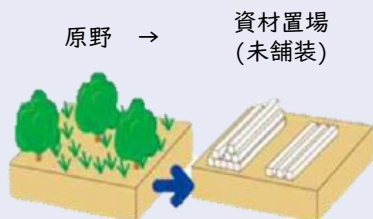
① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



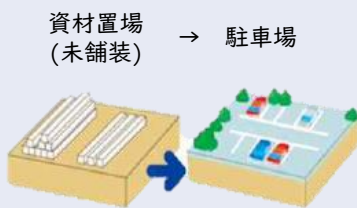
② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



③ ローラー等により土地を締め固める行為



④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場  
「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

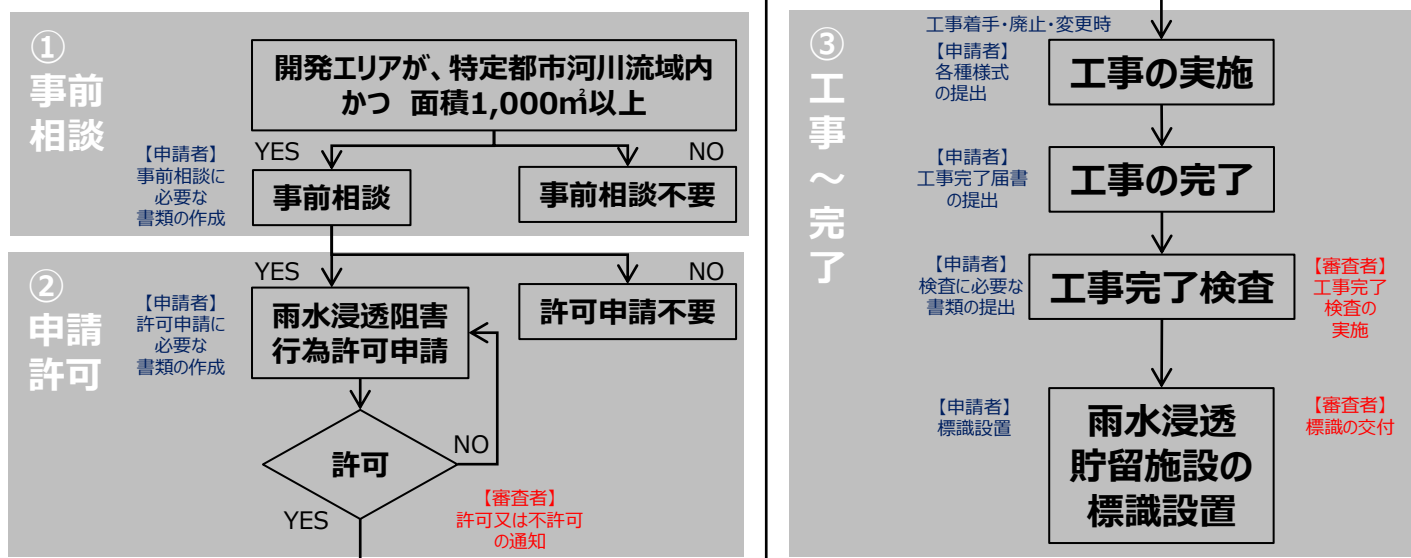
## ■ 対策工事の例

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



雨水貯留浸透施設の事例（表面貯留の場合）

## 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー



特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請手続きについては「雨水浸透阻害行為の許可申請の手引」をご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html>

